

平成 26 年 網走市議会
総 務 文 教 委 員 会 会 議 録
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日（金曜日）

○日時 平成26年11月28日 午前10時20分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
2. 議案第 2 号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
3. 報告第 1 号 平成26年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
4. その他

○出席委員（6名）

委 員 長	平 賀 貴 幸
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	飯 田 敏 勝
	近 藤 憲 治
	高 橋 政 行
	七 夕 和 繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議 長	小田部 善 治
副 議 長	山 田 庫司郎

○傍聴議員（5名）

金 兵 智 則
佐々木 玲 子
古 都 宣 裕
松 浦 敏 司
渡 部 眞 美

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
企画総務部長	川 田 昌 弘
職 員 課 長	小 松 広 典

.....
選管事務局長 山 本 規与思

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	菊 地 香代子
係	田 中 康 平

午前10時20分開会

○平賀貴幸委員長 それでは、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

○近藤憲治委員 夢みらい新風会の近藤でございます。

過日11月25日の総務文教委員におきまして、事前に申告がない状況で4分ないし5分の遅参をいたしましたことについて御報告をさせていただきたいと思います。

事のてんまつといたしましては、9時開会ということにつきましては私自身は認識はしておりましたが、市役所到着時にある方からお電話がありまして、電話の対応をしておることによって結果的に遅参になってしまいました。

着信記録、通話記録等を見ますと、午前9時3分に電話を切っておりますので、委員会室に入ったのは4分ないし5分の遅参だったかというふうに認識しておりますが、いずれにしても遅参を事前の連絡なしにしてしまったという状況については事実でございますし、また一部新聞等に報道されることで、議会関係者の皆さん、また市民の皆さんに御心配と御迷惑をおかけしたということについては申しわけなく思っているところでありますし、私自身も遺憾に思っているところでございます。

今後につきましては、スケジュール管理の徹底をさらにすることとともに、多忙な先生方が集まっている議会でありますので、議会運営のさらなる効率的なありかた等も研究、検討をしながら頑張っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは、本日の審査については、議案2件、報告1件の合計3件について審査をいたします。

最初に、議案第1号網走市常勤の特別職に属する

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号をごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、財政の健全化を図るため、市長、副市長、教育長の給料月額につきまして、平成23年1月分から平成26年11月分まで減額しているところですが、引き続き減額することとし、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、減額後の給料月額を、市長は20%減額し月額76万円に、副市長は10%減額し月額68万4,000円に、教育長は8%減額し61万1,800円にしようとするものでございます。

減額する期間につきましては、平成26年12月分から平成30年11月分までとしようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年12月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

これについてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第2号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 網走市職員給与条例等の一部改正概要について御説明申し上げます。

議案資料2ページ、資料2号をごらんいただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取り扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、教育長及び市議会議員の期末手当の支給月数を改正し、また、国家公務員の給与の総合的見直しの取り扱いに準じて、平成27年4月からの一般職の給与を改正しようとするものでございます。

改正する条例は、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例、網走

市教育委員会教育長の給与に関する条例、網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、網走市職員の給与の特例に関する条例、網走市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の7条例でございます。

次に、改正内容でございますが、初めに本年度の人事院勧告に準じた(1)の一般職の給与について御説明申し上げます。

①は給料表を国家公務員俸給表に準じて改正しようとするもので、平均0.3%の引き上げとなっております。初任給、若年層に重点を置いた引き上げ内容で、初任給では、高校卒、短大卒、大学卒、それぞれ2,000円の引き上げとなっております。

続いて、②の勤勉手当の改正でございますが、下の表をあわせてごらんください。

期末勤勉手当の支給月数を現行の年間3.95月から4.1月とし、引き上げ分の0.15月分を勤勉手当に加えるものでございます。

平成26年度につきましては、12月期の勤勉手当に0.15月を加え、平成27年度以降は6月期、12月期の勤勉手当にそれぞれ0.075月を加えるものでございます。

同様に、再任用職員は年間0.05月、特定任期付職員は年間0.15月の引き上げとなっております。

続いて、議案資料3ページをごらんいただきたいと存じます。

(2)の常勤の特別職、教育長及び市議会議員の期末手当についてですが、年間支給月数を現行の3.95月から0.15月引き上げ、4.1月とするものでございます。

平成26年度につきましては、12月期に0.15月を加え、平成27年度以降は、6月期、12月期にそれぞれ0.075月を加えるものでございます。

続いて、(3)一般職の給与制度の総合的見直しについてですが、①は給料表を国家公務員俸給表に準じて平成27年4月1日から改正しようとするもので、平均2%の引き下げとなっており、高年齢層に重点を置いた引き下げとなっております。

②の管理職員特別勤務手当は、国家公務員においては、管理職員が週休日等に災害への対処等の必要により勤務した場合に支給されておりましたが、今回の勧告で新たに平日深夜の勤務に対しても支給する旨の勧告があったため、当市においても深夜時間帯の勤務に限り支給しようとするものでございます。

支給金額は規則で定めることとしておりますが、1時間以上の勤務に限り3時間未満で3,000円、3時間以上で6,000円支給することを予定しております。

③の特定職員の減額支給規定の廃止は、平成22年から給料表6級以上で55歳を超える職員は1.5%減額して支給する取り扱いが当分の間とされていたものを、平成30年3月31日までとするものであります。

④の経過措置については、①の新給料への円滑に移行するための経過措置として、平成27年3月31日に受けていた給料を、国家公務員と同様に3年間現給保障するものであります。

施行期日等ではありますが、(1)①の一般職の給料表の改定につきましては、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

(1)②の一般職の勤勉手当の支給月数の改定と(2)の常勤の特別職、教育長及び市議会議員の期末手当の改定については平成26年12月1日から施行し、平成27年度以降の期末手当は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、(3)の一般職の給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定については、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けるものでございます。

条例の新旧対照表については後段に添付してあるとおりでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 今職員課長が説明しました順番に沿って若干質疑したいと思います。

一般職の給与につきましては0.3%の引き上げ、人事院勧告では7年ぶりの引き上げになります。

本来であれば②の勤勉手当の引き上げは一時金であると私は認識しているのですが、こういう形になったということは認識しています。平均2,000円で4月まで遡及するということですので、これについては、私は遡及そのものも含めて同意したいと思います。

(2)の常勤の特別職、教育長及び市議会議員の期末手当なのですが、特に議員の期末手当のことなのです。資料1号で常勤の特別職に関する給与の改定で、今第3次行革が進行して、その行革の中でも独自に網走市は給与というか賃金の削減を行

っています。そういうことから鑑みて、常勤の特別職が模範を示して、平成26年度から平成30年まで市長で20%、副市長で10%、教育長で8%の削減を継続するということです。それから言うと、定数削減の議論もありましたけれども、財政的事情から言うと、私たちの議員団は議員の期末手当としては0.15月の今回の提案には同意できないということを申し述べたいと思います。

(3)の一般職の給与制度の総合見直しが非常に問題なのです。

それで、従来から人事院勧告はここ数年、民間の地域の給与水準をもとに公務員の賃金の勧告を行ってきました。それで、12県でそこでの官民格差をもとに今回なされたのです。

平均して2%引き下げとあるのですが、一つ聞きたいのは、私どもが承知しているのは、この後、平成27年4月1日から適用になります。そうしますと、定期昇給が1月になると思うのですが、その上がった時点から2%下げるということではまずよろしいですか。

○小松広典職員課長 今年度の昇給につきましては平成27年1月ですので、昇給した後の給料の級と号俸により平成27年4月に給与表が改定になるという措置になります。

○飯田敏勝委員 それで平成27年1月に上がったのがもとで、平成27年4月に2%下げる、平成27年1月が基準になりますね。2%下がります。この④の経過措置で、新給料表への円滑な移行のため、最大3年間現給保障を行うと。これだけ見ると3年間保障されるのだと思うのですが、平成27年1月に上がったのを基準とするなら、そこから2%下げると。この2%を現給保障すると。次の平成27年から平成28年に、平成27年度にまた昇給がありますよね。普通なら本来平成27年1月で上がったのは平成26年の分です。そして、平成27年度分はまた平成28年1月に定期昇給があります。そこで上がったら、また上がっていくと思うのだけれども、平成27年4月1日に決めた基準でずっと追っていくから、現給保障そのものは各職員の給与表に基づいて下がりますから、現給保障というのは平成27年度で、私の試算では多分今の市の職員数2百数十人、2年目には相当減ってしまうというような感じにならないのですか。

○小松広典職員課長 平成27年3月に受けていた給料を超える昇給が平成28年1月に超える職員といい

ますのは、まず平成27年4月の時点で若年層については引き下げとなりませんで、その部分は超えない部分という形で出てくるとは思いますけれども、実際1年目の時点では、特に詳細はまだ来年の民間の給与水準が上がることも下がることも確定していない中で、平成28年1月の昇給についての水準というのは今のところわからないところなのですから、ある程度大多数といいますか、多い職員は現給保障がついたままでいるというような形で試算しております。

○飯田敏勝委員 それでいきますと、若年層には影響はない。だけれども、これの経過を見ると55歳以上の方がすごく影響を受けると。来春退職する人にはこの適用にならないのですけれども、再来年の春から退職する人に影響があると思う。この平成27年の1月に昇給したのが基準になって、もうそれ以上3年間たって上がらない。今課長はその時点で地域の民間にある程度景気がよくなって賃金が上がったというならばまた変わるかもしれない。いわゆる現給保障がないような形で。けれども、3年間はずっとその基準以上は定期昇給してもそれ以上は上がらないというような、いわゆる賃金カーブを抑える役割は、私はこれにあると思うのです。

もう一つ聞くのは、それと同時に、では2%現給保障された。された時点で基本給が下がるということは、年金なり退職金に影響してきますよね。そうなりますと、退職金はどの時点、何を基準としているのか、年金はどこを基準としているのか。例えば、平成27年1月に昇給して、そこから2%下がります。その昇給した基準と下がった基準で、年金と退職金はどこを基準にするのか。お聞きしたいと思います。

○小松広典職員課長 まず、年金の金額への影響というところのお話だと思いますけれども、年金の掛金につきましては、実際に支給される金額に対しての負担となりますので、本人の掛金となりますので、その辺の給料表自体が引き下げになったことによる部分というのは特に影響はないと思うのですけれども、退職手当につきましては、決定された給料月額ということでの支給となりますので、退職時点での決まった給料月額で計算することになります。現給保障がない形での支給となります。

○飯田敏勝委員 それでいきますと、昇給した時点で現給保障になったと。その昇給した額が年金と。だから年金は2%下がる額での現給保障で

年金がそこで適用される。それで、2%下がったところで退職金の率の適用ということになると、結果的には退職金が減るということになると思います。

そういうカーブが平成27年4月1日ですと3年間保障されて上がるのだったらいいのだけれども、地域の民間の景気がよくなって賃金が上がるのだったらいいのだけれども、悪くなっていったらその基準を超さないでもっと下がる可能性というのも私はあると思います。

だからこそ、全国の知事会、それから市長会、全国町村会も、勧告により公務員水準の格差が生じるばかりでなく、特に地方において公務員給与を目安にして民間の事業所が給与なり一時金を決定するというのです。そういうことに鑑みて、今回のやり方は地域間格差を拡大するということになりかねないと、全国知事会、市長会、町村会が連名で懸念の表明を出しているのです。

そういうことからすると、今回提案されたのは労使が苦渋の選択をしたと私は思うのです。

とはいえ、やはりここは、そういうような地域経済にも重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、私は同意できないし、反対という立場を表明したいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○七夕和繁委員 この第2号につきましては、理事者の説明のとおり了承したいと思っております。

○平賀貴幸委員長 ほか。

ほかの委員の皆さんも了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この議案第2号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定したいと思いますが、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

○平賀貴幸委員長 次に、報告第1号平成26年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○山本規与思選挙管理委員会事務局長 平成26年度一般会計衆議院議員選挙費の補正予算に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

議案資料22ページ、最後のページの資料5号をごらんください。

1の補正及び専決処分の理由及び内容についてですが、第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査が平成26年11月21日の閣議において平成26年12月14日に執行されることとされ、この予算措置について急を要しますことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

補正の内容は資料の表に記載のとおりで、総額2,097万2,000円となっております。

次に、この事業に係る財源についてですが、2補正額の②歳入予算に記載のとおり、全額道支出金となっております。

なお、この予算は補正予算に係る専決処分年月日は平成26年11月21日に行ったところでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 この案件について何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、この報告第1号については、報告承認すべきものと決定をいたします。

○平賀貴幸委員長 その他であります、理事者のほうから何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員のほうからは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これにて総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時45分閉会
